

議第64号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

(呉市手数料条例の一部改正)

第1条 呉市手数料条例(平成12年呉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第6(第2条関係) 建築関係				別表第6(第2条関係) 建築関係			
手数料を徴収する事務		手数料の額		手数料を徴収する事務		手数料の額	
		単位	金額			単位	金額
1 略				1 略			
2 法第87条の2若しくは第88条第1項若しくは第2項の規定により準用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築設備若しくは工作物の確認の申請又は計画の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)	1件(昇降機(法第87条の2に規定する昇降機をいう。以下同じ。))につき	19,000円 (小荷物専用の昇降機については9,000円)	2 法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項の規定により準用する法第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築設備若しくは工作物の確認の申請又は計画の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)	1件(昇降機(法第87条の4に規定する昇降機をいう。以下同じ。))につき	19,000円 (小荷物専用の昇降機については9,000円)
	(2)～(4) 略		(2)～(4) 略				
3・4 略				3・4 略			
5 法第87条の2若しくは第88条第1項若しくは	(1) 建築設備を設置	1件(昇降機について	21,000円	5 法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは	(1) 建築設備を設置	1件(昇降機について	21,000円

は第2項の規定により準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築設備若しくは工作物の完了検査の申請又は工事完了の通知に対する審査	した場合	は1基)につき	(小荷物専用の昇降機については12,000円)
(2) 略			
6 略			
7 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において法第7条の6の規定を準用する場合の同条第1項第1号又は第2号を含む。)又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において法第18条の規定を準用する場合の同条第24項第1号又は第2号を含む。)に規定する検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査		1件につき	120,000円
8~13 略			
14 法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第		1件につき	180,000円

は第2項の規定により準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築設備若しくは工作物の完了検査の申請又は工事完了の通知に対する審査	した場合	は1基)につき	(小荷物専用の昇降機については12,000円)
(2) 略			
6 略			
7 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において法第7条の6の規定を準用する場合の同条第1項第1号又は第2号を含む。)又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において法第18条の規定を準用する場合の同条第24項第1号又は第2号を含む。)に規定する検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査		1件につき	120,000円
8~13 略			
14 法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第		1件につき	180,000円

<p>8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく各用途地域における建築物等の用途の制限の特例に係る許可の申請に対する審査</p>			<p>8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく各用途地域における建築物等の用途の制限の特例に係る許可(次項及び第16項において「特例許可」という。)の申請に対する審査</p>		
<p>15・16 略</p>			<p>15 法第48条第16項第1号の規定に基づく各用途地域における特例許可を受けた建築物の増築, 改築又は移転についての特例許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき</p>	<p>120,000円</p>
<p>17 法第53条第4項の規定に基づく隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等の建築物の建蔽率の制限の特例に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき</p>	<p>160,000円</p>	<p>16 法第48条第16項第2号の規定に基づく各用途地域における建築等の特例許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき</p>	<p>160,000円</p>
<p>17・18 略</p>			<p>19 法第53条第4項の規定に基づく隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等の建築物の建蔽率の制限の特例に係る許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき</p>	<p>160,000円</p>
			<p>20 法第53条第5項の規定に基づく壁面の位置が定められた場合等の建築</p>	<p>1件につき</p>	<p>160,000円</p>

18 法第53条第5項第3号に規定する建築物の建蔽率の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	33,000円
19～35 略		
36 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該工事の全体計画の認定又は同条第3項の規定に基づく当該全体計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円

物の建蔽率の緩和に係る許可の申請に対する審査		
21 法第53条第6項第3号に規定する建築物の建蔽率の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	33,000円
22～38 略		
39 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該工事の全体計画の認定又は同条第3項の規定に基づく当該全体計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円
40 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該工事の全体計画の認定又は同条第2項の規定に基づく当該全体計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円
41 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査	1件につき	120,000円
42 法第87条の3第6項の規定に基	1件につき	160,000円

			づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合には、許可の申請に対する審査	00円
37～47 略			43～53 略	
備考 略			備考 略	

第2条 呉市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第6（第2条関係） 建築関係					別表第6（第2条関係） 建築関係				
手数料を徴収する事務			手数料の額		手数料を徴収する事務			手数料の額	
			単位	金額				単位	金額
1～51 略					1～51 略				
52 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査等をする際に、法第6条の3の規定による構造計算適合性判定	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計(既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の	(1) 1, 000平方メートル以下のもの	1件につき(当該建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合にあっては、当該	<u>184, 000円</u> (法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下	52 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査等をする際に、法第6条の3の規定による構造計算適合性判定	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計(既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の	(1) 1, 000平方メートル以下のもの	1件につき(当該建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合にあっては、当該	<u>187, 000円</u> (法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下

が必要となる
ときの当該構
造計算適
合性判定
に係る審
査

床面積を加
えるものと
し、確認を受
けた計画を
変更して建
築する場合
にあっては
当該計画の
変更に伴い
構造計算適
合性判定を
必要とする
部分の床面
積の合計と
する。)

		部分ごとに 分割して別 個の建築物 とみなし、 当該別個と みなす建築 物1件につ き。以下こ の項におい て同じ。)	この項に おいて「大 臣認定プ ログラム」 という。)によるもの については <u>165,000</u> 円)
(2)	1,000平方 メートルを 超え2,000平方 メートル以 下のもの	1件につき	<u>208,000</u> 円 (大臣認 定プログラ ムによるもの については <u>186,000</u> 円)
(3)	2,000平方 メートルを 超え10,000平方 メートル以	1件につき	<u>324,000</u> 円 (大臣認 定プログラ ムによるもの については

が必要と
なるとき
の当該構
造計算適
合性判定
に係る審
査

床面積を加
えるものと
し、確認を受
けた計画を
変更して建
築する場合
にあっては
当該計画の
変更に伴い
構造計算適
合性判定を
必要とする
部分の床面
積の合計と
する。)

		部分ごとに 分割して別 個の建築物 とみなし、 当該別個と みなす建築 物1件につ き。以下こ の項におい て同じ。)	この項に おいて「大 臣認定プ ログラム」 という。)によるもの については <u>167,000</u> 円)
(2)	1,000平方 メートルを 超え2,000平方 メートル以 下のもの	1件につき	<u>211,000</u> 円 (大臣認 定プログラ ムによるもの については <u>189,000</u> 円)
(3)	2,000平方 メートルを 超え10,000平方 メートル以	1件につき	<u>329,000</u> 円 (大臣認 定プログラ ムによるもの については

		下のもの	<u>286,000円)</u>
		(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>405,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては <u>355,000円)</u>)
		(5) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>569,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては <u>494,000円)</u>)

53 略

備考 略

別表第6の2 (第2条関係)

低炭素建築物関係

手数料を徴	手数料の額
-------	-------

		下のもの	<u>290,000円)</u>
		(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき <u>411,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては <u>361,000円)</u>)
		(5) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき <u>577,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては <u>502,000円)</u>)

53 略

備考 略

別表第6の2 (第2条関係)

低炭素建築物関係

手数料を徴	手数料の額
-------	-------

収する事務

1～3 略

4 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査をする際に、建築基準法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となるときの当該構造計算適合性判定に係る審査	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計(既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合にあっては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を	(1) 1, 000平方メートル以下のもの	1 件につき(当該建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合には、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなし、当該別個とみなす建築物1件に	<u>184, 000円</u> (建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)によるものについては、 <u>165, 000円</u>)
--	--	-----------------------	--	--

収する事務

1～3 略

4 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査をする際に、建築基準法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となるときの当該構造計算適合性判定に係る審査	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計(既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合にあっては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を	(1) 1, 000平方メートル以下のもの	1 件につき(当該建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合には、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなし、当該別個とみなす建築物1件に	<u>187, 000円</u> (建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)によるものについては、 <u>167, 000円</u>)
--	--	-----------------------	--	--

必要とする部分の床面積の合計とする。)		つき。以下この項において同じ。)	
	(2) 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以下のもの	1 件につき	<u>208, 000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては <u>186, 000円</u>)
	(3) 2, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以下のもの	1 件につき	<u>324, 000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては <u>286, 000円</u>)
	(4) 10, 000平方メートルを超え	1 件につき	<u>405, 000円</u> (大臣認定プログラムによるもの

必要とする部分の床面積の合計とする。)		つき。以下この項において同じ。)	
	(2) 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以下のもの	1 件につき	<u>211, 000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては <u>189, 000円</u>)
	(3) 2, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以下のもの	1 件につき	<u>329, 000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては <u>290, 000円</u>)
	(4) 10, 000平方メートルを超え	1 件につき	<u>411, 000円</u> (大臣認定プログラムによるもの

		50,000平方メートル以下のもの		については <u>355,000円</u>
	(5) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき		<u>569,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては <u>494,000円</u>)

備考 略

別表第6の3 (第2条関係)

建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額			
1～5 略				
6 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計(既存建築物の一	(1) 1,000平方メートル以下のもの	1件につき(当該建築物がエキスパンションジョイント	<u>184,000円</u> (建築基準法第20条第1項第2号イ又は第

		50,000平方メートル以下のもの		については <u>361,000円</u>
	(5) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき		<u>577,000円</u> (大臣認定プログラムによるものについては <u>502,000円</u>)

備考 略

別表第6の3 (第2条関係)

建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額			
1～5 略				
6 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計(既存建築物の一	(1) 1,000平方メートル以下のもの	1件につき(当該建築物がエキスパンションジョイント	<u>187,000円</u> (建築基準法第20条第1項第2号イ又は第

をする際に、建築基準法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となるときの当該構造計算適合性判定に係る審査

部を含んで構造計算適合性判定を行う場合には当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合には当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。))

(2) 1, 000平方メートルを超え

その他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合には、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなし、当該別個とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。))

1件につき

3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)によるものについては、165,000円

208,000円
(大臣認定プログラム)

をする際に、建築基準法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となるときの当該構造計算適合性判定に係る審査

部を含んで構造計算適合性判定を行う場合には当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合には当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。))

(2) 1, 000平方メートルを超え

その他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合には、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなし、当該別個とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。))

1件につき

3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)によるものについては、167,000円

211,000円
(大臣認定プログラム)

2, 00 0平方メ ートル以 下のも の		によるもの については <u>186, 0</u> <u>00円)</u>
(3) 2, 0 00平方 メートル を超え1 0, 00 0平方メ ートル以 下のもの	1件につ き	<u>324, 0</u> <u>00円</u> (大臣認定 プログラム によるもの については <u>286, 0</u> <u>00円)</u>
(4) 10, 000 平方メ ートル を超え 50, 0 00平 方メー トル以 下のも の	1件につ き	<u>405, 0</u> <u>00円</u> (大臣認定 プログラム によるもの については <u>355, 0</u> <u>00円)</u>
(5) 50, 000	1件につ き	<u>569, 0</u> <u>00円)</u>

2, 00 0平方メ ートル以 下のも の		によるもの については <u>189, 0</u> <u>00円)</u>
(3) 2, 0 00平方 メートル を超え1 0, 00 0平方メ ートル以 下のもの	1件につ き	<u>329, 0</u> <u>00円</u> (大臣認定 プログラム によるもの については <u>290, 0</u> <u>00円)</u>
(4) 10, 000 平方メ ートル を超え 50, 0 00平 方メー トル以 下のも の	1件につ き	<u>411, 0</u> <u>00円</u> (大臣認定 プログラム によるもの については <u>361, 0</u> <u>00円)</u>
(5) 50, 000	1件につ き	<u>577, 0</u> <u>00円)</u>

		平方メートルを超えるもの	(大臣認定プログラムによるものについては <u>494,000</u> 円)			平方メートルを超えるもの	(大臣認定プログラムによるものについては <u>502,000</u> 円)
7・8 略 備考 略				7・8 略 備考 略			

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正及び広島県の構造計算適合性判定に係る手数料の額の改定に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。